

(軽易文書)
平成22年3月16日

高等裁判所事務局会計課長 殿
高等裁判所民事訟管理官 殿

最高裁判所事務総局経理局監査課課長補佐 櫻又孝子
最高裁判所事務総局総務局第三課課長補佐 永井英雄

訴訟上の救助により支払を猶予した裁判費用に関する債権管理について（事務連絡）

標記の債権管理については、法令に基づく適切な事務処理に御協力いただいているところですが、近時、会計検査院実地検査、会計監査等において、不十分な事務処理が行われている旨指摘された事例が見受けられます。

もとより、債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上、もっとも国の利益に適合するように処理しなければならない（国の債権の管理等に関する法律（以下「法」という。）10条）のですが、より適切に債権管理を行い、一層の債権回収を図るため、今後の事務処理に当たっては、各庁において下記の事項に特に留意してください。

なお、貴庁管内へも速やかに周知の上、事務処理に遺漏のないようよろしくお取りはからいください。

記

1 債務者への督促等

歳入徴収官は、官庁会計システムによる債務者に対する督促後もなお債務が履行されない場合、債権額等を考慮して、一会计年度につき少なくとも1回、債務者に対して郵便、電話等適宜の方法で督促を行うこととし、あわせて2から5までの事務を行う。

なお、債務者の連絡先が不明である場合は、歳入徴収官は次の方法により調査を行う。

- (1) 事件部と連携して、事件記録に顕れた債務者の連絡先の情報を得る。
- (2) 地方公共団体等に対し、債務者の住民基本台帳、住民票、戸籍附票等の資料の提出を求める。

2 債務者の資産状況の調査

訴訟上の救助により支払を猶予した裁判費用に関する債権については、債務者の不動産、預貯金、収入等の資産状況を調査し、債権発生通知書及び債権管理簿に記載することができるとしているが（債権管理法施行令11条2項、10条2項、債権管理事務取扱規則（以下「規則」という。）9条の2第3項4号、13条1項）、資産状況の調査は、強制執行や履行延期の特約等のために必要なものであるため、債務の履行が見込めない場合は、歳入徴収官は、次の方法等により調査を行う必要がある。

- (1) 債務者が受取者である場合においては、事件記録に顕れた資産状況の情報を得る。
- (2) 債務者本人から資産状況の資料提出を求める。
- (3) 法務局、地方公共団体等に対し、債務者の不動産登記簿謄本（債務者住所地のもの）、

固定資産評価証明書、課税証明書等の資料提出を求める。

3 強制履行の請求

歳入徴収官は、歳入徴収官の督促にもかかわらず相当期間が経過しても債務者が債務の履行を行わない場合で、強制執行により債権の弁済を受けることができると判断するときは、次の点に留意して法務大臣（歳入徴収官の所在地を所管する法務局）に対し、強制履行の請求を依頼する（法15条2号）。

なお、歳入徴収官は、債務者に対し、その他の裁判上の手続を執ることができるかについても、法務局と隨時協議を行う。

- (1) 強制執行が可能か債務者の資産状況の調査を十分に行う。
- (2) 強制執行に際しては、国が執行費用を予納することになるため、強制執行の対象とする財産が執行費用額を満たすものであるかを十分確認する。
- (3) 予納すべき執行費用の概算額については、事件部からも適宜情報収集を行う。

4 履行延期特約

歳入徴収官は、債務者への督促、資産状況の調査等の結果、平成16年4月15日付け経監第118号経理局長依命通達「徴収停止及び履行延期の特約等の基準について」記2に定める収入状況等により、債務者との間で履行延期特約を締結することが相当であると判断する場合は、速やかに履行延期特約（法24条）締結のための手続を執る。

5 時効中断の措置等

歳入徴収官は、3又は4の手続を執ることができない場合であっても、債権が時効によって消滅するおそれがあるときは、債務者に対し、督促状を送付する際に債務承認書を同封して債務の承認を求める等、時効を中断するために必要な措置をとらなければならない（法18条5項）。

なお、徴収停止（法21条）の手続は、安易にこれを行うことなく、他に行うべき債権管理の方法があるかを慎重に検討した上で、やむを得ない場合にのみ行う。

6 債権の不納欠損手続

歳入徴収官は、管理する債権についてやむを得ない事由で不納欠損として処理する場合は、時効消滅（会計法30条）とするのか、みなし消滅（規則30条）とするのかを個別に十分に検討した上で行う。

なお、訴訟上の救助により支払を猶予した裁判費用に関する債権は、公法上の債権であり、会計法30条により5年の消滅時効にかかるところ、同条により時効消滅させる場合は、時効の援用を要しないことから（会計法31条）、時効の援用をする見込みがあることによるみなし消滅として取り扱うのではなく、時効消滅として取り扱うことについて注意する。

7 債権管理状況の記録化

歳入徴収官は、1から5までの事務等について、債務者等との対応経過を書面で残すなどして、債権管理状況の記録化に努める。

なお、既に、6の不納欠損処理を行った債権についても、不納欠損とするに至った経緯等の債権管理状況について、詳細に説明できるように資料等を整理しておく。

8 事件部の協力

債権発生通知をする裁判所書記官は、債務者の住所や資産状況等の債権管理のために

有用と思われる情報があるときは、歳入徴収官の求めに応じて、支障のない限り、その提供に協力する。